

○ 西いぶり広域連合情報公開条例施行規則

平成19年9月3日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長が管理する公文書について、西いぶり広域連合情報公開条例（平成19年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第2条 この規則の施行については、室蘭市情報公開条例施行規則（平成8年室蘭市規則第27号）の例による。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

公文書開示請求書	
年 月 日	
(宛先) 西いぶり広域連合長	
請求者	住 所
	氏 名
	連絡先
	電 話
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 法人その他の団体にあつては、事務所又は 事業所の所在地、名称及び代表者氏名 </div>	
西いぶり広域連合情報公開条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します	
1 請求しようとする 公文書の名称又は 内容等	
2 開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付希望） <input type="checkbox"/> 視聴

注 1 該当する□欄にレ印を付けてください。

2 公文書の内容等は具体的に記入してください。

※以下の欄は、記入しないでください。

対象公文書	
担 当 部 署	
備 考	

様式第2号（第3条関係）

公文書開示決定通知書	
住所	西いぶり広域連合指令 第 号 年 月 日
氏名	様 西いぶり広域連合長 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおり開示することに決定しましたので、西いぶり広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付） <input type="checkbox"/> 視聴
3 開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
4 開示の場所	へお越しください。
5 開示に要する費用の額	<input type="checkbox"/> 写しの作成に要する費用の額 円 <input type="checkbox"/> 送付に要する費用の額 円
6 問い合わせ先（担当部署）	担当者氏名 電話
備考	

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を必ずご持参ください。

2 当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめ担当部署にご連絡ください。

様式第3号（第3条関係）

公文書部分開示決定通知書	
住所 氏名	西いぶり広域連合様 西いぶり広域連合長
	第 号 年 月 日 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので、西いぶり広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付） <input type="checkbox"/> 視聴
3 開示の日時	年 月 日 午前・午後 時 分
4 開示の場所	へお越しください。
5 開示に要する費用の額	<input type="checkbox"/> 写しの作成に要する費用の額 円 <input type="checkbox"/> 送付に要する費用の額 円
6 開示しない部分	(概要)
7 一部を開示しない理由	西いぶり広域連合情報公開条例第7条第 号 該当 (理由)
8 問い合わせ先 (担当部署)	担当者氏名 電話
備 考	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に西いぶり広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6月以内に、西いぶり広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 お越しの際は、この通知書を必ずご持参ください。
 2 当日ご都合が悪い場合、その他不明な点がある場合には、あらかじめ担当部署にご連絡ください。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

公文書不開示決定通知書	
住所 氏名	西いぶり広域連合指令 第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、開示しないことと決定しましたので、西いぶり広域連合情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。	
1 公文書の名称又は内容等	
2 開示しない理由	<input type="checkbox"/> 西いぶり広域連合情報公開条例第 7 条第 号 該当 <input type="checkbox"/> 文書不存在 <input type="checkbox"/> 西いぶり広域連合情報公開条例第 1 0 条該当 <input type="checkbox"/> その他 () (理由)
3 問い合わせ先 (担当部署)	担当者氏名 電話
備 考	

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に西いぶり広域連合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から 6 月以内に、西いぶり広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

 なお、処分又は裁決があったことを知った日から 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第4条関係）

公文書開示決定等期間延長通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、西いぶり広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、通知します。	
1 公文書の名称又は内容等	
2 条例第12条第1項に規定する決定期間 (延長前の期間)	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 問い合わせ先 (担当部署)	担当者氏名 電話
備 考	

様式第6号（第4条関係）

公文書開示決定等期間特例延長通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
<p>年 月 日付けで開示請求のありました公文書について、西いぶり広域連合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、通知します。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 条例第12条第1項に規定する決定期間 (この通知の期間)	年 月 日から 年 月 日まで
3 公文書のうち相当の部分につき開示決定等をする期間 (開示請求日の翌日から起算して44日以内)	年 月 日から 年 月 日まで
4 上記3の期間内に開示決定等をする部分	
5 残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
6 条例第13条を適用する理由	
7 問い合わせ先 (担当部署)	担当者氏名 電話
備 考	

様式第7号（第5条関係）

意見書提出機会付与通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
<p>西いぶり広域連合情報公開条例に基づき開示請求がありました公文書につきまして、次のとおりあなた（貴団体）に関する情報が含まれています。</p> <p>つきましては、西いぶり広域連合情報公開条例第14条第1項又は第2項の規定により、次の情報を開示することについてのご意見を求めますので、別紙「公文書開示請求に対する意見書」を提出くださいますようお願いいたします。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 公文書に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 条例第14条第2項により開示決定しようとする場合の根拠規定及び理由	条例第14条第2項第 号に該当理由
4 開示請求の年月日	年 月 日
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日
7 問い合わせ先（担当部署）	担当者氏名 電話
備 考	

備考 提出期限までに意見書の提出がない場合は、開示することについて反対する意見がないものとさせていただきます。

様式第8号（第5条関係）

公文書開示請求に対する意見書	
年 月 日	
(宛先) 西いぶり広域連合長長	
意見書提出者 住 所 郵便番号 ー	
氏 名	
連絡先 電話番号 ー	
年 月 日付けで通知のあった件につきまして、次のとおり意見を提出します。	
1 公文書の名称又は内容等	
2 情報の開示についての意見	<input type="checkbox"/> 開示しても差し支えない <input type="checkbox"/> 開示に反対する
3 開示に反対する場合の理由 (開示することで生じる支障等)	1 開示に反対する部分 2 反対する理由
備 考	

- 注1 法人その他の団体が提出される場合にあつては、意見書提出者欄の「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」とし、「氏名」とあるのは「その名称及び代表者氏名」とし、「連絡先」とあるのは「担当者の氏名及び連絡先」として記載してください。
- 2 該当する□欄にレ印を付けてください。
- 3 この意見書に代えて、任意の書面により、意見書を提出することができます。

様式第9号（第5条関係）

公文書の開示決定に係る通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
<p>年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました公文書について、次のとおりその全部（一部）を開示することと決定しましたので、西いぶり広域連合情報公開条例第14条第3項の規定に基づき通知します。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示しないこととした部分	
5 開示決定の表示	年 月 日付け西いぶり広域連合指令 第 号
6 開示を実施する日	年 月 日
7 問い合わせ先（担当部署）	担当者氏名 電話
備 考	

1 この通知に係る開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、西いぶり広域連合長に対して審査請求をすることができます。

2 処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6月以内に、西いぶり広域連合を被告として（広域連合長が被告の代表者となります。）、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第8条関係）

審査請求に係る公文書の開示通知書	
住所 氏名	第 号 年 月 日 様 西いぶり広域連合長 印
<p>年 月 日付けで審査請求（開示に反対する意思の表示）のありました公文書について、次のとおりその全部（一部）を開示することと決定しましたので、西いぶり広域連合情報公開条例第18条において準用する第14条第3項の規定により通知します。</p>	
1 公文書の名称又は内容等	
2 開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
3 開示決定をした理由	
4 開示しないこととした部分	
5 開示決定の表示	年 月 日付け西いぶり広域連合指令 第 号
6 開示を実施する日	年 月 日
7 問い合わせ先 （担当部署）	担当者氏名 電話
備 考	